

2009年日米投資イニシアティブ報告書の概要について

平成21年7月6日
経済産業省

7月6日、経済産業省と米国国務省は、麻生総理及びオバマ大統領両首脳のために準備した「2009年日米投資イニシアティブ報告書」を公表した。

I. 経緯

- 2001年6月、小泉総理(当時)とブッシュ大統領(当時)は「成長のための日米経済パートナーシップ」において、投資環境を改善する方策について意見交換する場として日米投資イニシアティブを設置。
- 2008年～2009年のイニシアティブでは、2008年10月及び2009年5月にワーキンググループ会合を開催。会合において、両国政府は、外国直接投資促進政策に関する幅広い議論を通じ、オープンな投資の枠組みを継続して発展させる重要性を再認識した。また日米両議長により経済危機においても投資促進に向けた積極姿勢を確認し、投資保護主義に対抗していくことにコミットする共同声明を発出した。
- 本イニシアティブでは、外国直接投資に関する理解の促進及び投資機会に関する情報提供を行うためのプログラムを実施しており、2008年10月にはシカゴで対日投資シンポジウムを開催するとともに、静岡において日米投資交流セミナーを開催。2009年10月には横浜での対日投資交流セミナーを、2010年初頭に米国内で対日投資シンポジウムの開催を計画。

II. 日米における外国直接投資の状況

● 対日直接投資動向

- ・ 日本における2008年末残高は、前年から約3.4兆円の大幅増加で、18.5兆円となり、前年比の残高ベースで過去最大の増加となった。
- ・ また、日本国政府は、2008年1月に新たに設立された「対日投資有識者会議」において、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」が取りまとめられ(同年5月)、経済財政諮問会議に報告。
- ・ この提言内容を盛り込む形で同年12月に「対日直接投資加速プログラム」の改定を行い、プログラムは、新たに25の施策が追加され、91項目の施策となった。
- ・ 引き続き、日本国政府は、この改定されたプログラムを関係省庁において着実に施策を実行しているところ。

●対米直接投資動向

- ・ 米国の場合、対内直接投資の 9 割以上が米国企業の買収となっている。こうした外資の流入は、米国経済に寄与しており、外資の非銀行系民間企業過半数保有会社における雇用者数は 530 万人を上回り、これは米国の雇用総数の 4.6%を占める。
- ・ 世界的な金融危機により 2008 年直接投資額は世界規模で 20%減少すると予測される一方、ドルが大幅に下落したことで、対米投資機会が有利な環境となり、対米投資直接投資額は前年比 38%増の 3,210 億ドルに達する。
- ・ 連邦政府は、引き続きオープンな投資制度の支援を努めていく。その一環として、昨年、商務省の「インベスト・イン・アメリカ」事務局は、対米直接投資を推進するため、国内外の多くの推進行事に参加。
- ・ また州政府は対内直接投資の最も積極的な推進役であり、企業に対し、様々なサービスや情報、並びにインセンティブを提供している。対内直接投資推進のために、海外に拠点を構えている州も多い。

III. 本年の日米投資イニシアティブにおける議論

●海外からの直接投資促進に向けた政策

- ・ 日本国政府は 2008 年 12 月に改定した「対日直接投資加速プログラム」についての説明を行い、これに対して米国政府から評価がなされた。
- ・ 両国政府は、2回のワーキンググループにおいて、現下の世界経済危機の中においても、引き続き対内直接投資を促進していくことの重要性について確認するとともに、投資保護主義に対抗していくことについてコミットする議長共同声明を発出した。

●対内投資規制制度に関する情報交換

- ・ 日本国政府は、対内直接投資の促進を図るため、2009 年 4 月、対内直接投資の届出のうち、可能なものについては審査期間をさらに短縮することとしたほか、同年 6 月、届出・報告手続の更なる改善を行った旨の説明。
- ・ 米国政府は、2007 年 7 月に成立した外国投資及び国家安全保障法(FINSA)に関して、引き続き米国への外国直接投資を歓迎すること及び対米外国投資委員会(CFIUS)の説明。
- ・ 両政府は、対内投資案の審査に関して、OECD ルールに沿って国の安全保障等についての審査を行うこと、特定の商取引を阻止または制限する目的で講じる措置が、その取引のリスクに釣り合ったものであることが重要であると確認。

●両国関心事項

<企業価値研究会報告書の啓発・普及>

- ・ 日本国政府は、2008 年 6 月の企業価値研究会にて取りまとめられた報告書について

て、引き続き、我が国の事業者や投資家に対し、積極的に啓発・普及活動を行っていくとし、米国政府は、日本の投資環境の改善に有用なものであるとの意見を表明。

<企業統治研究会の検討状況>

- ・ 企業統治研究会において、コーポレート・ガバナンス向上に向けたルールの在り方（社外取締役・監査役の独立性や社外取締役導入等の企業統治体制整備など）について検討が行われ、最終報告書がとりまとめられた。

<迅速な組織再編の阻害要因除去(From F-4)>

- ・ 日本国内で実施される組織再編であっても、一定の場合には、米国証券取引委員会に対し米国1933年証券法に基づく登録届出書(Form F-4)の提出が求められる。
- ・ 日本国政府は、迅速な組織再編や企業価値の向上に係る障害を取り除く観点から、当該登録義務のあり方の見直しと共に、適用除外要件の拡大が必要である旨説明。
- ・ 米国政府は、Form F-4に係る現行の届出義務は、投資家保護等の観点から正当化される、との基本的な認識を説明。
- ・ 両国政府は、引き続き、Form F-4の問題について議論していくことを確認。

<貨物セキュリティ>

- ・ 日本国政府は米国政府に対し、2009年1月より実施されている「10+2」ルールが物流の効率化に影響を与えるとの懸念を表明するとともに、企業の対応が困難である実態を考慮し、完全実施時期の遅延や、船荷証券(B/L)番号を含むデータ提出タイミングの柔軟化等を求めた。
- ・ また日本国政府は、米国向け海上コンテナ貨物及び旅客機に積載される航空貨物に係る100%検査についての懸念を改めて表明。
- ・ 米国政府は、日本の懸念を認識し、日本における米国セキュリティ施策の普及・広報活動を継続していることや、「10+2」ルールが国際物流へ与える影響が最小となる現実的な方法について、産業界と協議を行っていく旨説明。

<労働法制(確定拠出年金の見直し)>

- ・ 米国政府は、労働者の利益の観点から、確定拠出年金の従業員拠出の容認や拠出限度額の引上げ等について指摘。
- ・ 日本国政府は、企業型確定拠出年金における従業員拠出(いわゆるマッチング拠出)を認めること等を内容とする確定拠出年金法の改正法案を国会に提出しており、また、拠出限度額の引上げも実施することとしており、2010年1月に施行することを予定していることを説明。

< 査証事項 >

- ・ 日本国政府は、米国国内でのビザ更新手続再開等を再度要望するとともに、米国国内のビザ更新手続再開に代わる措置の検討状況について説明を求めた。
- ・ 米国政府は、米国国内でのビザ更新手続再開に代わる措置として、10 指の指紋再利用政策の導入について説明。また、Hビザの年間発給上限数は、米国法で規定されている旨説明するとともに、専門的職業に従事する非移民が取得可能な H-1B ビザの数は減少していない旨、説明。

●投資協定に関する情報交換

- ・ 両国政府は、世界的規模の国際投資協定網の拡大と国際投資協定における高レベルの投資保護とマーケット・アクセスの維持に対する関心を改めて共有し、日米双方が締結している投資協定 (IIA) のベストプラクティス及び両国の投資協定交渉の状況並びに第三国に対する戦略について情報交換。
- ・ 日本国政府は、二国間投資協定 (BIT) について、「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき、積極的かつ戦略的に推進。相手国・地域の選定に当たっては、今後の成長・潜在的投資が見込まれる中東、アフリカ、中央アジア、中南米地域を中心に、「対外投資戦略会議」を立ち上げ、官民で率直な意見交換を行い、実際のニーズを踏まえつつ、戦略的な優先順位を検討。

IV. 結論

- 本イニシアティブでは日米双方における一層の投資環境改善、対内直接投資の果たす役割の理解促進に向け多大な取り組みを継続し、日本の対内直接投資残高は 2001 年から約 3 倍に増加。
- 深刻な経済危機においても、両国政府は保護主義的な動きを牽制し、経済の回復にも投資促進が重要であるとの認識を共有。
- 両国政府は、8 年間の投資イニシアティブにおいて、両国の投資環境や国境を越えた M&A、教育サービスや労働法制、対内投資規制、国境保全、投資協定等について、投資促進の観点から幅広い議論及び情報交換を行ってきた。
- 両国は、今後も日米の経済関係において、投資に関する議論を継続していくことの重要性を確認。

<参考>

●対日投資シンポジウム、セミナー

日米投資イニシアティブにおける対外広報活動として、2008年10月に日米投資交流セミナー(於 静岡市)、2008年10月に対日投資シンポジウム(於 シカゴ)を開催。

投資先としての日本の魅力や日本への外資系企業誘致の成功事例の紹介等、様々な意見交換を通じて日米間の相互理解を促進する機会となった。

●最近の米国企業による進出事例

日本貿易振興機構(JETRO)の対日投資・ビジネスサポートセンターの支援を受けた米国企業の対日投資事例を紹介。